

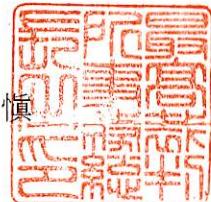
最高裁秘書第550号

令和4年3月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和3年11月1日付け（同月2日受付、第030678号）で申出があり、同日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所が発行する裁判官の人事に関する辞令書の書式をとりまとめて定めた文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書として、裁判所公文方式規則が考えられるところ、最高裁判所規則は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。